

一般廃棄物収集運搬業許可証

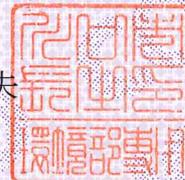
住所 川口市上青木西5丁目13番24号

氏名 株式会社 神原興産
代表取締役 神原 秀禎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定及び川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第38条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

令和6年 3月29日

川口市長 奥ノ木 信夫



記

- | | |
|----------------|------------------------------|
| 1 主たる事務所の所在地 | 川口市上青木西5丁目13番24号 |
| 2 市内の事務所の所在地 | 川口市上青木西5丁目13番24号 |
| 3 取り扱う一般廃棄物の種類 | ごみ・粗大ごみ |
| 4 収集又は運搬の区分 | 収集・運搬 |
| 5 運搬先 | 川口市一般廃棄物処理計画のとおり |
| 6 作業場所 | 川口市内全域 |
| 7 業者番号 | 第3号 |
| 8 許可の有効期間 | 令和6年 4月 1日から
令和8年 3月31日まで |

9 許可の条件

- 1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の法令、条例、規則等を遵守し、誠実に業務を行うこと。
- 2) 廃棄物の搬入先は、本市の廃棄物処理施設または本市が認めた廃棄物処理施設とすること。
- 3) 廃棄物処理施設への搬入日時及び搬入方法については、本市又は搬入先の廃棄物処理施設の指示に従うこと。
- 4) 申請車両の標識等については、本市の指示によること。
- 5) 申請車両以外を使用しないこと。
- 6) 車両については、常に整備し、清潔な状態にすること。
- 7) 従業員の指導監督及び収集運搬業に関する一切の行為についてその責任を負うこと。
- 8) 廃棄物処理手数料は、条例で定める額又は搬入先の廃棄物処理施設が定める額を延滞なく納入すること。
- 9) 収集にあたっては、市の受入基準を満たさないもの、排出業者が不適正に排出されたものは収集しないこと。
- 10) 前各号に反する行為があった場合は、速やかに報告すること。

変 更 事 項			
変更年月日及び文書番号	件 名	変 更 内 容	印
令和 年 月 日 第 号			
令和 年 月 日 第 号			
令和 年 月 日 第 号			
令和 年 月 日 第 号			

この処分不服があるときは、次に掲げるところにより審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

- (1) 審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に川口市長に対してすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、川口市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において川口市を代表する者は、川口市長です。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- (3) 審査請求をした後に行う処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。